

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枕崎市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枕崎市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 予防接種対象者の選定 ② 予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 転入者・予診票紛失者等への予診票発行 ⑤ 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑥ 予防接種の接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	①地域健康支援システム(健康かるて) ②中間サーバー ③団体内統合宛名システム ④ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26,153,154の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枕崎市 健康・こども課
②所属長の役職名	枕崎市 健康・こども課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	枕崎市役所 健康・こども課 枕崎市千代田町27番地 0993-72-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	枕崎市役所 健康・子ども課 枕崎市千代田町27番地 0993-72-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/>]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーの取扱いにおいては、本人からのマイナンバー取得の徹底し、照会を行う際は4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において手作業が介在する場合は、必ず複数人での確認を行っていることから対策は十分であると思われる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する業務システムは、業務に必要な範囲でのみ利用となるよう制限し、各職員が閲覧等できる特定個人情報は担当業務に必要な範囲のみアクセスできるように実施している。担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-1-② 事務の概要	追記	⑥ 予防接種の接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	
令和3年9月1日	I-1-③ システムの名称	追記	④ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年9月1日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一第10項、第93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録	事後	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号(別表第二115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号(別表第二115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号(別表第二16の2、16の3、115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号(別表第二16の2、17、18、19、115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年3月9日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一第10項、第93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	・番号法第9条第1項 別表第一第10項、第93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和4年3月9日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号(別表第二16の2、16の3、115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号(別表第二16の2、17、18、19、115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号(別表第二16の2、16の3、115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号(別表第二16の2、17、18、19、115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	
令和4年3月9日	「IIしきい値判断項目」1.対象人数	令和3年9月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月9日	「IIしきい値判断項目」2.取扱者数	令和3年9月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和7年12月1日	公表日	令和3年9月1日	令和7年12月1日	事後	
令和7年12月1日	「I 関連情報」3.個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一第10項、第93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2	事後	
令和7年12月1日	「I 関連情報」4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号(別表第二16の2、16の3、115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号(別表第二16の2、17、18、19、115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26,153,154の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,153の項	事後	
令和7年12月1日	「I 関連情報」5.評価実施機関における担当部署 ①部署	枕崎市 健康課	枕崎市 健康・こども課	事後	
令和7年12月1日	「I 関連情報」5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	枕崎市 健康課長	枕崎市 健康・こども課長	事後	
令和7年12月1日	「I 関連情報」7.特定個人情報開示・訂正・利用停止請求・請求情報	枕崎市役所 健康課 枕崎市千代田町27番地 0993-72-1111	枕崎市役所 健康・こども課 枕崎市千代田町27番地 0993-72-1111	事後	
令和7年12月1日	「I 関連情報」5.特定個人情報ファイルの取扱いに関する照会先	枕崎市役所 健康課 枕崎市千代田町27番地 0993-72-1111	枕崎市役所 健康・こども課 枕崎市千代田町27番地 0993-72-1111	事後	
令和7年12月1日	「IIしきい値判断項目」1.対象人数	令和3年9月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年12月1日	「IIしきい値判断項目」2.取扱者数	令和3年9月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年12月1日	「IVリスク対策」1～9	(1～9項目)	(2項目追加1～11項目に変更)	事後	新様式による項目の追加